

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町120番1の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境政策課）	58
○指定猟法禁止区域の指定……………（生物多様性保全課）	58
○鉛散弾銃規制地域の設定及び鉛散弾規制地域の設定の廃止……………（生物多様性保全課）	59
○平成29年度鳥獣保護区の変更……………（生物多様性保全課）	59
○平成29年度鳥獣保護区の更新……………（生物多様性保全課）	59
○平成29年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（生物多様性保全課）	60
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課）	61
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	61
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	62
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	62
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	62
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	62
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	63
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	63
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	64

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況……………（人事課）	65
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	65
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	66

告 示

北海道告示第566号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年9月29日

北海道告示第567号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次のとおり指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 袋地沼指定猟法禁止区域
- (2) 区 域 樺戸郡新十津川町花月30番1の東端と同30番14との交点を起点とし、同点から袋地沼河川敷地の境界線に沿って西に、北に、東に順次進み、同町弥生189番3に所在する石狩川下徳富築堤の管理用道路（道路含む。）との交点に至り、同点から管理用道路を南に進み、同町花月29番3と同29番5との交点に至り、同点から袋地沼河川敷地の境界線を西に進み、起点に至る線で囲まれた同町及び砂川市所在の河川区域（区域内の民有地を除く。）
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から
- (4) 指定猟法の種類 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法
- 2(1) 名 称 フレシマ湿原指定猟法禁止区域
- (2) 区 域 根室市別当賀347番1、2、348番、378番、380番1から4まで、381番、382番、386番1から3まで及び同380番1地先の普通河川ホロノタイ川水系五本松川河川敷地の区域
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から
- (4) 指定猟法の種類 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法
- 3(1) 名 称 サロマ湖指定猟法禁止区域
- (2) 区 域 北見市常呂町、常呂郡佐呂間町及び紋別郡湧別町に所在するサロマ湖の水面の区域
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から

(4) 指定猟法の種類 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法

北海道告示第568号

次に掲げる告示は、平成29年9月30日限り廃止する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 平成12年北海道告示第1565号（鉛散弾規制地域の設定）
- 2 平成13年北海道告示第1614号（鉛散弾規制地域の設定）

北海道告示第569号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により、次の鳥獣保護区を変更した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 錦大沼鳥獣保護区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成49年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
 - ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、JR室蘭本線錦岡駅から北西約3キロメートルに位置しており、大小2つの湖沼を取り巻くハルニレ、ミズナラ、キタコブシ、ヤマモミジ、カラマツ等の森林からなり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ、ニホンジカ（エゾシカ）、エゾリス等の鳥獣が生息しており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定されている。
今回、存続期間の満了に当たり、次のとおり区域を拡大して鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保することを目的に、道指定鳥獣保護区を指定する。
 - ウ 管理方針
次のとおり
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第570号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次の鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 峰延鳥獣保護区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針
 - ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、JR峰延駅から東南方約0.7キロメートルに位置しており、カバ、ナラ、イタヤ、シナ等の森林で、アカゲラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。
また、峰延中学校の自然観察の場として親しまれており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定されている。
現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。
 - ウ 管理方針
次のとおり
- 2(1) 名称 川汲鳥獣保護区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成49年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
 - ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、函館市役所南茅部支所の南約2キロメートルに位置しており、ブナ、イタヤ、ナラ、ニレ等広葉樹の天然林が主体で、スギ、カラマツの人工林も生育する標高約500メートル以下の山地である。
同地区の中央部には川汲川のほか同河川の支流が2本流れている等良好な林相を反映し、フクロウ、ヤマゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適である。
野生鳥獣の保護を図るため、昭和52年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続きフクロウ、ヤマゲラ等の森林性鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 オホーツクの村鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成49年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR止別駅から西3キロメートル、小清水町市街地から北方7キロメートル程の距離にあり、オホーツク海に近い平坦地である。森林及び原野を主体とする環境で、森林部分はヤチダモ、シラカンバ、ハルニレ、ヤナギ類、カラマツ等を主体とし、大径木は無いが、四季を通じて野鳥の数、種類ともに豊富である。エゾリス、モモンガ等小動物も多い。原野部分も植樹が進められている。保護区の辺縁部や周辺の農地には草原性の野鳥も多い。保護区内を流れる止別川はサケマスの上が見られる。大規模な天然林の防風林とも接していて、回廊としての重要性も高い。鳥獣保護区の主要部分は(財)小清水自然と語る会が取得したナショナルトラスト地であり、植樹や巣箱かけなど、鳥獣の生息環境の改善が進められているほか、遊歩道の設置や観察会の開催など、優れた環境教育の場としても活用されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 能取湖鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成49年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

能取湖は、JR網走駅から西方約6キロメートルに位置しており、ハクチョウ・カモ類をはじめとする渡り鳥の中継地点として重要な湖沼である。冬期には、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定され、さらに国内希少野生動植物種にも指定され

ているオオワシやオジロワシの採餌場として利用されているほか、湖周辺部は草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。そのため集団渡来地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名 称 オサルシ鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、河東郡音更町字長流枝に所在し、JR帯広駅から北東約11キロメートルに位置する。ニレ・ナラ等の天然広葉樹及びカラマツを主体とした森林で、シジュウカラ、アカゲラ等の鳥獣が生息し、地域住民はもとより道内外の人々の自然探勝及び観察等の場として広く利用されており、昭和52年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第571号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課、関係総合振興局及び振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名 称 月ヶ湖特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名称 南幌親水公園特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名称 新川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名称 豊平川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名称 樽前大沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名称 湯の里特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名称 鷗島特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名称 恵茶人特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成29年10月1日から平成39年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第572号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正

する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人菊郷会愛育病院の事項、医療法人三和会札幌南整形外科病院の事項及び独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

函館市の項函館渡辺病院の事項及び医療法人亀田病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

釧路市の項社会医療法人孝仁会星が浦病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

江別市の項医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

名寄市の項中

「名寄市立総合病院 名寄市西7条南8丁目1番地 平成30. 6.30」を

「名寄市立総合病院 名寄市西7条南8丁目1番地 平成30. 6.30

医療法人臨生会吉田病院 名寄市西3条南6丁目8番地 平成32. 6.30 に改める。

2]

千歳市の項医療法人社団尾谷病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

石狩市の項石狩幸悳会病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

七飯町の項ななえ新病院の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

中川町の項中川町立診療所の事項中「平成29. 6.30」を「平成32. 6.30」に改める。

遠軽町の項遠軽共立病院の事項中「遠軽共立病院」を「医療法人縁紡会遠軽共立病院」に、「平成30.12.31」を「平成32. 6.30」に改める。

北海道告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成29. 9. 8	理 事	鈴木 弘美	富良野市字西達布2182番地
同	同	同	菊地 信章	同 字西沼の3
同	同	同	千財 篤昭	同 字東学田二区

同	同	同	井上勝祐	同	字西扇山の1
同	同	同	高橋茂	同	字北布礼別
同	同	同	笹田正	同	字東山778番地1
同	同	同	山崎康司	同	空知郡上富良野町西4線北31号
同	同	同	田中光浩	同	上富良野町東5線北17号
同	同	同	姉崎俊浩	同	中富良野町字中富良野東1線北17号
同	同	同	北嶋王三	同	中富良野町字中富良野東8線北14号
同	同	同	岩淵伸人	同	中富良野町字中富良野東4線北15号
同	同	同	本間敏仁	同	中富良野町字中富良野東6線北4号
同	同	同	棟方英樹	同	中富良野町字中富良野東6線北11号
同	同	監事	前川和則	同	富良野市字南扇山の1
同	同	同	小田知幸	同	空知郡上富良野町東6線北20号
同	同	同	殿山雅彦	同	中富良野町字中富良野東7線北13号
退任	平成29.9.7	理事	鈴木弘美	同	富良野市字西達布2182番地
同	同	同	菊地信章	同	字西鳥沼の3
同	同	同	千財篤昭	同	字東学田二区
同	同	同	井上勝祐	同	字西扇山の1
同	同	同	笹田正	同	字東山778番地1
同	同	同	丸山利夫	同	字東布礼別
同	同	同	山崎康司	同	空知郡上富良野町西4線北31号
同	同	同	上田修一	同	上富良野町東5線北20号
同	同	同	姉崎俊浩	同	中富良野町字中富良野東1線北17号
同	同	同	北嶋王三	同	中富良野町字中富良野東8線北14号
同	同	同	本間敏仁	同	中富良野町字中富良野東6線北4号
同	同	同	岩淵伸人	同	中富良野町字中富良野東4線北15号
同	同	同	棟方英樹	同	中富良野町字中富良野東6線北11号
同	同	監事	田中敏之	同	中富良野町字中富良野鹿討農場
同	同	同	岡久芳弘	同	上富良野町栄町2丁目
同	同	同	佐々木親雄	同	富良野市字北麓郷の1

北海道告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年9月19日、篠津中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年10月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所
 渡島東部 農業用排水施設、区画整理、暗渠排水 北海道渡島総合振興局
 オホーツク佐呂間 区画整理 北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 北斗市当別1丁目340の1地先・当別2丁目334の1（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第577号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌784の2（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに稚内市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第579号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
工場の裏沢川（Ⅰ-34-0010）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町富川北4丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
土居の沢川（Ⅱ-34-0020）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀、富川北5丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
エシヨロカン沢川一の沢川（Ⅱ-34-0030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
水田沢川（Ⅱ-34-0040）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
広中の沢川（Ⅱ-34-0050）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第580号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川1（Ⅰ-3-355-1995）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川北4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川2（Ⅰ-3-356-1996）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川北4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川5（Ⅰ-3-359-1999）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川北3丁目、5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別平賀1（Ⅱ-3-220-1393）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別平賀2（Ⅱ-3-221-1394）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町字平賀（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川6（Ⅱ-3-222-1395）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川北3丁目、5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川8（Ⅲ-3-67-545）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川東1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
門別富川9（Ⅲ-3-68-546）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡日高町富川東5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

<p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 日高日高1 (I-3-340-1980)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町松風町1丁目、山手町1丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 日高日高3 (II-3-214-1387)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町松風町1丁目、字日高(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 平成29年9月29日 北海道上川総合振興局長 渡辺明彦</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量 公物管理用パトロールカーの賃貸借(3台分) 一式</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成30年2月1日から平成35年1月31日まで なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借(自動車)の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たす物品の供給が可能であること。</p> <p>(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成29年9月29日(金)から同年10月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p>
<p>公 表</p>	
<p>北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北海道条例第6号)第4条の規定により、平成28年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター及び各総合振興局・振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/)から閲覧することができる。 平成29年9月29日 北海道知事 高橋 はるみ</p>	
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>	
<p>北海道上川総合振興局告示第139号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定</p>	

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成29年10月24日（火）午前11時（送付による場合は、同月23日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量
ア 自動車の購入 2台
イ 自動車の賃貸借 8台
- (2) 予定時期
ア 平成29年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
イ 平成30年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

- 講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-4908
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Patrol Car 3 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 24, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 23, 2017)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道十勝総合振興局告示第93号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成29年9月29日

北海道十勝総合振興局長 梶田敏博

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 名称 道道川西芽室音更線中島橋架替（上部工）防B改良工事
- (2) 数量 L=499.1m W=12.0m
- 2 落札を決定した日
平成29年7月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 清水・岩倉特定建設工事共同企業体
- (2) 住所 札幌市中央区北1条西2丁目1番地
- 4 落札金額
2,743,956,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成29年4月18日付け北海道十勝総合振興局告示第52号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道帯広建設管理部建設行政室入札契約課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
-